

# 一般社団法人日本家族心理学会 役員選挙規程

制 定：平成 30 年 4 月 29 日

最終改定：平成 30 年 7 月 29 日

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人日本家族心理学会定款第 1 4 条に定める代議員の選挙，第 2 4 条に規定する理事及び監事，第 2 6 条に規定する代表理事，第 4 3 条に規定する事務局長の選出を適正に行うために本規程を定める。

(選挙管理委員会の構成)

第 2 条 一般社団法人日本家族心理学会（以下、「当学会」という）の代議員選挙及び理事候補者の選出の管理業務は，当該選挙の事由が発生する 6 ヶ月以前を基準として，当該時の本学会理事会が選挙管理委員会（以下，委員会という）を組織してこれを行う。

2 理事長は，理事会の決議により，役員以外の会員から選挙管理委員若干名を選任し，選挙管理委員の互選により，選挙管理委員長 1 名を選任する。

3 委員会は，当該選挙のための委員会が成立した日より 6 ヶ月以内に代議員および監事選出に関わる選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し，これを全会員に公示する。

4 委員会の任期は，社員総会での役員の選任及び就任承諾確認までの期間とする。

5 委員会の事務は，学会事務局が担当する。

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は以下の業務を行う。

- (1) 代議員及び監事の選出に関すること
- (2) 理事候補者選出に関すること

## 第 2 章 代議員の選出

(代議員の選挙権及び被選挙権)

第 4 条 代議員の選挙権及び被選挙権は，選挙が実施される前年度の正会員（一般会員，減額会員，学生会員）が有するものとする。ただし，名誉会員は選挙権のみを有するものとし，選挙台帳の作成される所定期日に海外に居住するものは被選挙権を有しないものとする。

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、本会定款第14条の定めるところにより、概ね正会員30名～40名の中から1名の割合とする。ただし、細則第4条2項の定めるところにより、当分の間は27名とする。

(代議員選出業務)

第6条 委員会は代議員の選出に関し、以下の業務を行う。

(1) 代議員選挙実施日程の公示

委員会は、当該選挙のための委員会が成立した日より6ヶ月以内に、代議員および監事選出に関わる選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書(第2条4項)を作成し、これを全会員に公示しなければならない。

(2) 選挙台帳の作成

選挙台帳は、選挙が行われる年の前年度のの会員名簿に記載された会員をもって作成され、これに記載された会員のみが等しく選挙権と被選挙権を有する(以下「有権者」という)。ただし、前年度までの会費未納者は選挙台帳から削除する。

(3) 代議員候補者の受付

委員会は、選挙の2ヶ月前までに、代議員候補者についての推薦を委員会が指定する書面にて受け付ける。推薦は、自薦(立候補)あるいは1名以上の有権者が推薦し被推薦人の同意を得た他薦による。

(4) 被選挙人名簿の作成

委員会は、選挙の1ヶ月前までに代議員候補者名簿を作成し、有権者に公示しなければならない。

(5) 代議員の立候補者数が定員数に満たない場合は、その受付締切を最大2週間延長することができる。

(6) 選挙の実施と開票結果の確定

委員会は本規程に基づき厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は第7条によりこれを行う。有権者は開票に立会うことができる。ただし、会場の都合により人数を制限することがある。

(7) 選挙結果の公告

委員会は開票業務の終了後、その結果(投票数、投票率及び当選者と次点者の得票数を含む)を速やかに全会員に公告する。

(8) その他、選挙を厳正かつ円滑に行うのに必要と思われる業務を行う。

(投票及び当選者)

第7条 代議員選挙は、選挙台帳記載会員の互選により2名連記、無記名とする。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。その他、無効となる投票内容は委員会の定めるところによる。

- 2 当選者の決定は、得票順による。ただし、次の場合はこの限りではない。
  - (1) 同点者の生じた場合は抽選による。
  - (2) 就任の辞退、病気や事故などにより代議員が欠けた場合は、次点得点者をもって補う。ただし、次回改選期日の1年以前に限りこれを適用する。
  - (3) 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

### 第3章 理事及び監事候補者の選出

(候補者の選挙権及び被選挙権)

第8条 理事候補者の選挙権及び被選挙権は、本規程第7条により選出された代議員が有するものとする。

- 2 監事は、当法人の会員の中から選任するものとする。

(理事及び監事の定数)

第9条 理事の定数は、本会定款第23条の定めるところにより、7名以上15名以下とする。ただし、細則第7条の定めるところにより、当分の間は11名とする。

- 2 監事の定数は、本会定款第23条の定めるところにより、1名以上2名以下とする。

(投票及び当選者)

第10条 理事候補者の選出は代議員の互選によるものとし、所定の投票用紙を用いた3名連記、無記名投票とする。

- 2 当選は得票順として同点者の場合は抽選によって決める。
- 3 前項により選出された候補者を社員総会において理事として選任する。
- 4 監事は監事候補者を代議員選挙とあわせて単記無記名で選出し、社員総会において選任する。
- 5 代議員と監事候補者の両者に当選した者が生じた場合には代議員の当選を先とし、監事候補者は次点得票者とする。

(理事及び監事の補欠)

第11条 理事又は監事が欠けた場合に備えて、当該理事又は監事候補者が選出された選挙における次点得票者を、補欠の理事又は監事として社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の補欠の理事又は監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事の選定)

第12条 代表理事の選出は、本規程第9条に規定する理事選任を決議した代議員会に引き続き、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。ただし、

同点者の場合は抽選によって決める。

2 欠員の生じた場合は、次点得点者をもって補う。

3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(事務局長の選出)

第12条 事務局長の選出は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。

(改変)

第13条 本規程の改変は、理事会の3分の2以上の賛成による議決と社員総会の承認により行われる。

附 則

1 本規程は、2018年4月29日より施行する。

2 第7条第2項、第10条および第11条第2項の欠員が生じた場合の認定は、次の(1)又は(2)によるものとする。

(1) 当該役員は疾病・外傷等により職務執行が困難であると理事会が認めたとき

(2) 当該役員が提出した辞意表明の文書を、理事会が受理したとき

3 本規定は、2018年7月29日に一部改訂し、同日より施行する。